

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
教育委員会 ・教育総務課 （小学校〔能町、南条、二塚、野村、国吉、牧野、太田、東五位、石堤〕） ・生涯学習・文化財課 （少年育成センター、公民館、埋蔵文化財センター） ・福岡教育行政センター （ふくおか総合文化センター、福岡歴史民俗資料館） 平成 30 年 4 月 1 日から令和元年 5 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和元年 11 月 27 日 ） 令和元年 12 月 26 日

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 曾 田 康 司

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 工事等の執行状況
- (3) 補助金の執行状況
- (4) 指定管理者制度の運用状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

平成 30 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 将来の人口減に伴う少子化が進む中、今後、教育の質をいかに確保していくかが課題である。再編統合することのメリットを活かし、施設統合等のハード面の整備だけでなく、児童の明るい未来のために一層の教育充実に努められたい。

(教育総務課)

イ 本市には、国宝・重要文化財建造物をはじめ、有形・無形民俗文化財、史跡、名勝、重要伝統的建造物群保存地区といった数多くの文化財が存在していることから、引き続き文化財の適切な保存・活用に努められたい。

(生涯学習・文化財課)